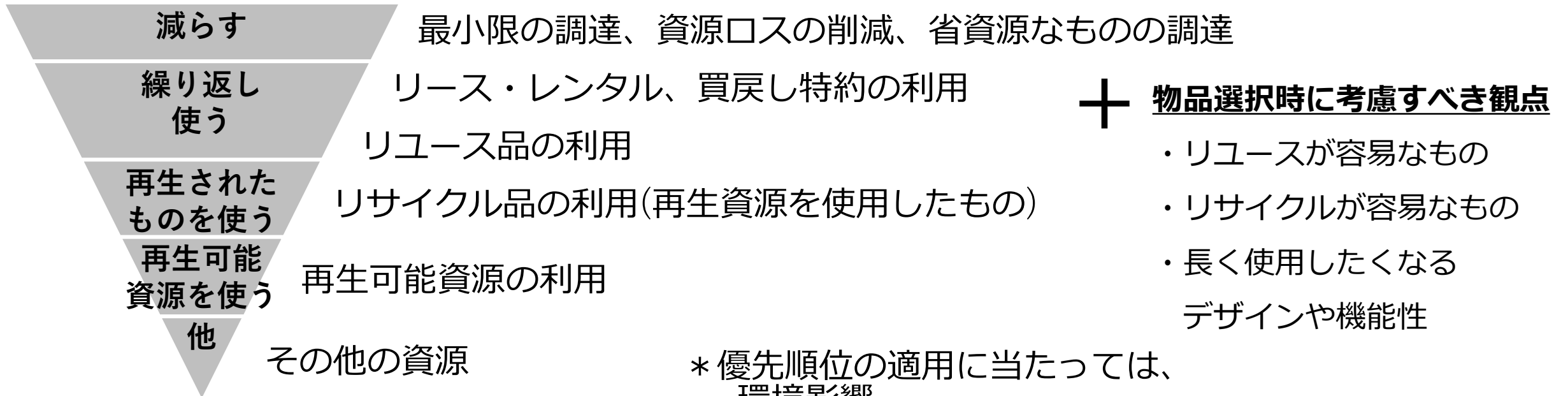


資源の効率的活用に向けた取り組みの優先順位の考え方

インプット側(物品の調達) * 「持続可能性に配慮した調達コード」を順守した物品調達を前提とする

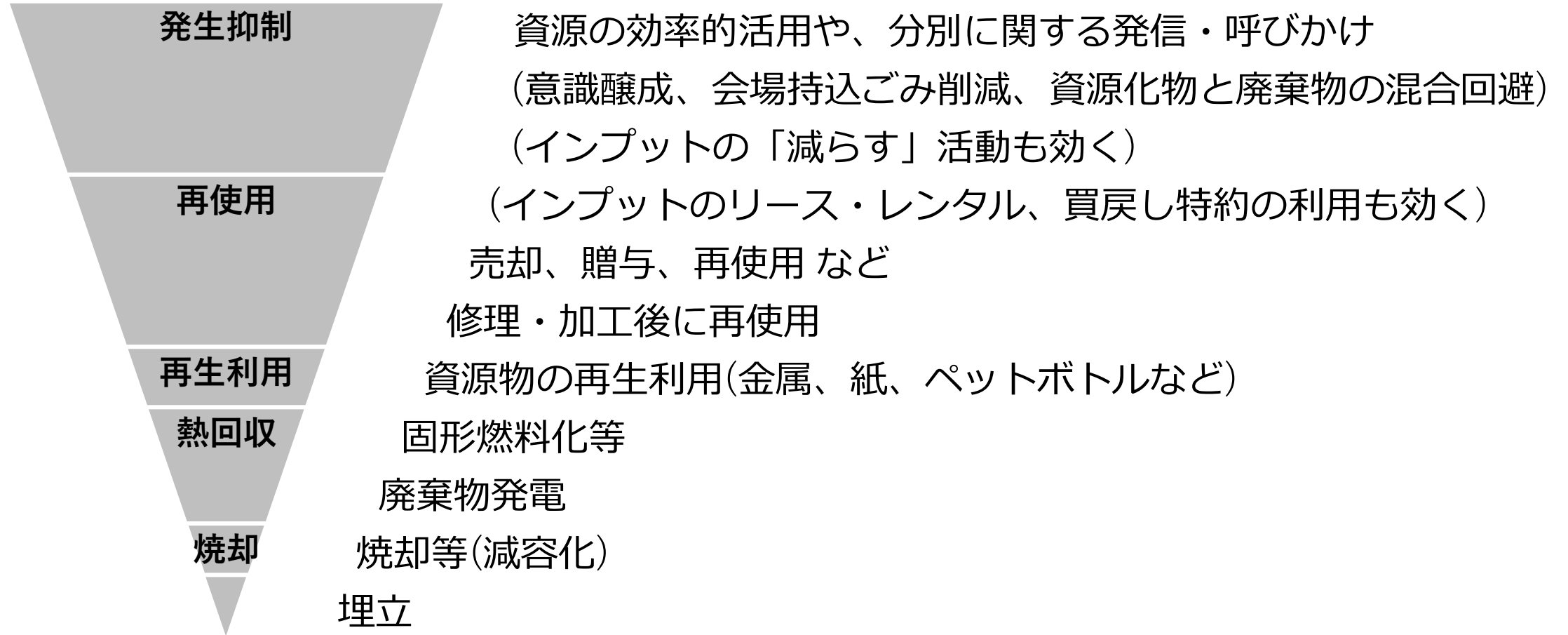


* 優先順位の適用に当たっては、
・環境影響
・コスト
・実行可能性 を考慮する必要
ただし、安易に優先順位を変えるべきではない

※当頁の内容については、継続検討必要

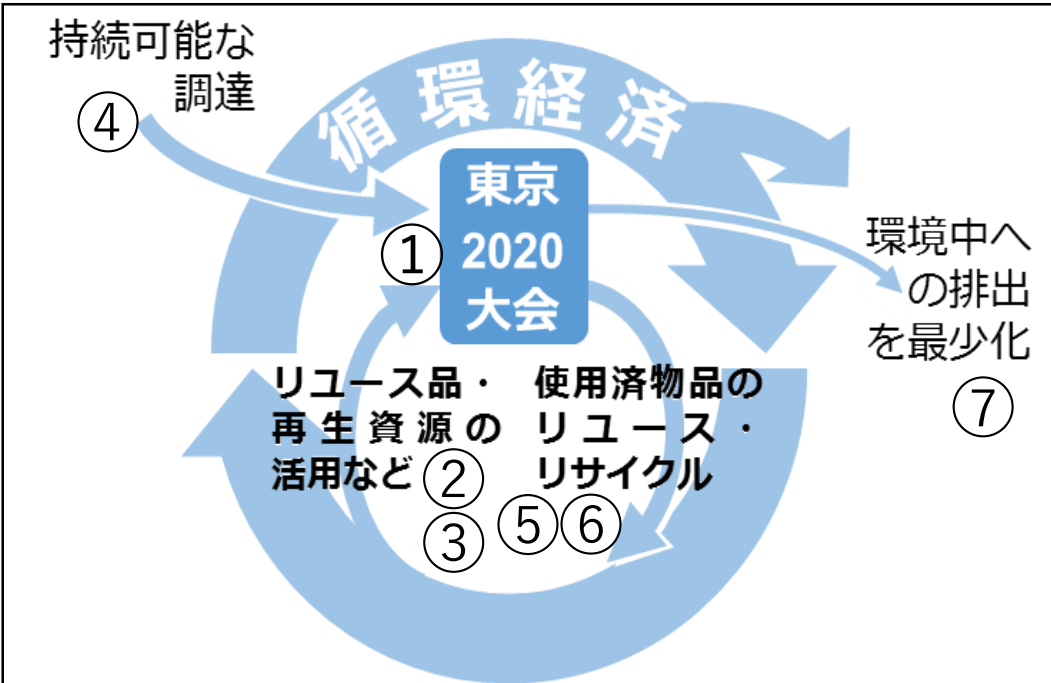
資源の効率的活用に向けた取り組みの優先順位の考え方

アウトプット側



目標群の設定のあり方

・前回までの議論で、大会における資源利用として、以下の7つの視点があることを示してきた。

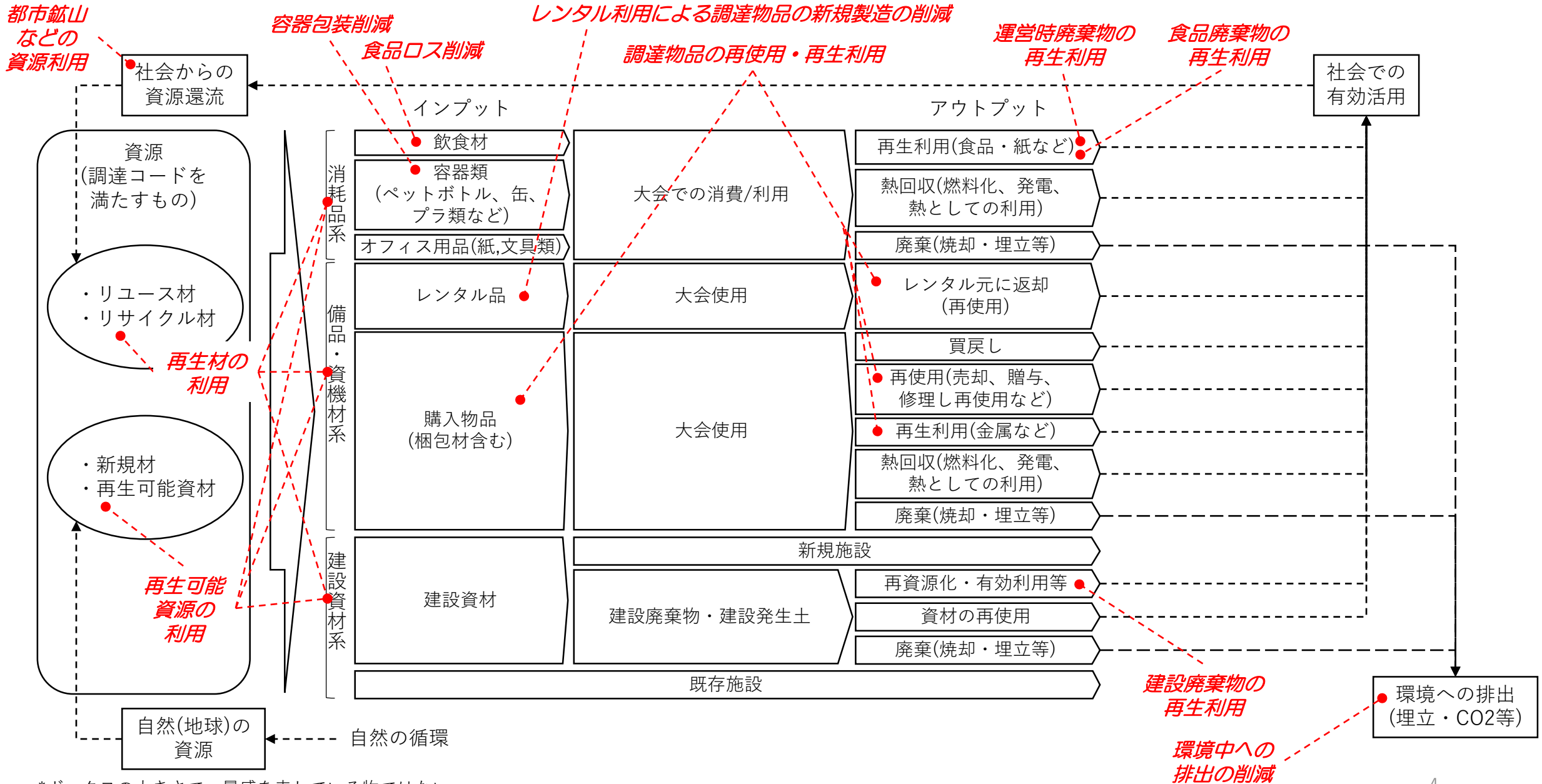


	目標の目的・視点	
	インプット側	アウトプット側
リデュース	①リデュース、資源の無駄の最少化	
リユース	②後利用に配慮した調達 リユース品の調達	⑤使用済み物品等のリユース
リサイクル	③リサイクルしやすい製品の調達 リサイクル品の調達	⑥使用済み物品等のリサイクル
地球環境保全の側面	④持続可能な資源管理	⑦環境中への排出の最少化

この視点から、大会に関わる資源の主要な流れをとらえた。

大会に関わる資源の主要な流れと目標設定の関連

参考資料：第10回WG資料(一部修正)



*ボックスの大きさで、量感を表している物ではない
 *エネルギー資源については図示していない



ISO 20121規格に準拠したマネジメントシステムの導入について

本日の報告事項

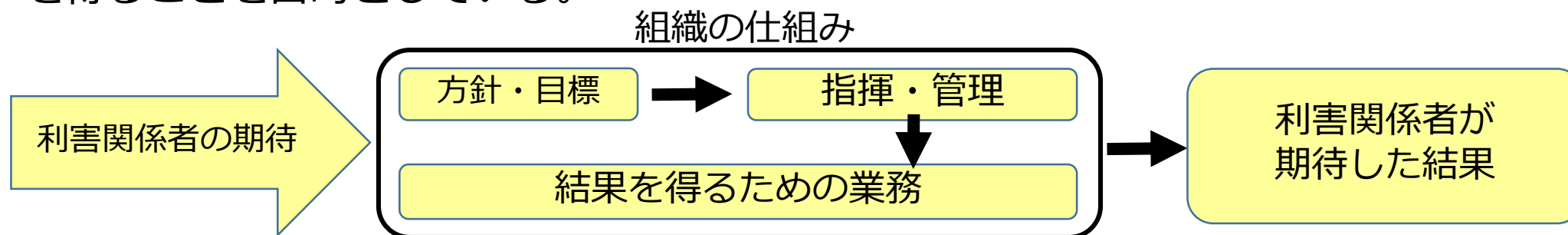
1. ISOマネジメントシステムの概要
2. ISO 20121規格の概要
3. ISO 20121規格の特徴
4. ISO 20121規格の構成
5. ISO 20121規格の骨子
6. 今後の取組
7. ISO 20121規格に基づく方針の策定
8. 今後のスケジュール

【参考】 ISO 20121規格の要求事項（5.2 方針）

1 ISOマネジメントシステムの概要

マネジメントシステムとは、目的を達成するために、方針及び目標を定め、組織を適切に指揮・管理するための仕組みを指す。

これにより、利害関係者が期待する結果（例：高品質の製品や環境負荷の少ないサービス）を得ることを目的としている。



組織を管理する仕組みについて、国際的な基準としてISO(※)が制定した規格が、ISOマネジメントシステムである。一般的な例として以下のISO規格が挙げられる。

(例) 品質マネジメントシステム (ISO9001)

顧客に提供する製品・サービスの品質を継続的に向上させていくことを目的とした規格

環境マネジメントシステム (ISO14001)

環境リスクの低減および環境への貢献を目指す規格

※ISO…International Organization for Standardization (国際標準化機構) の略称。様々な分野の国際的な規格の策定や、国際取引の円滑化等を実施。1947年設立。

2 ISO 20121規格の概要

- ・ 持続可能性に配慮したイベントを運営する組織の仕組みを定めた国際基準
- ・ ロンドン大会に向けて発行された英国規格BS8901を基に2012年に発行

ロンドン大会以降の認証取得状況

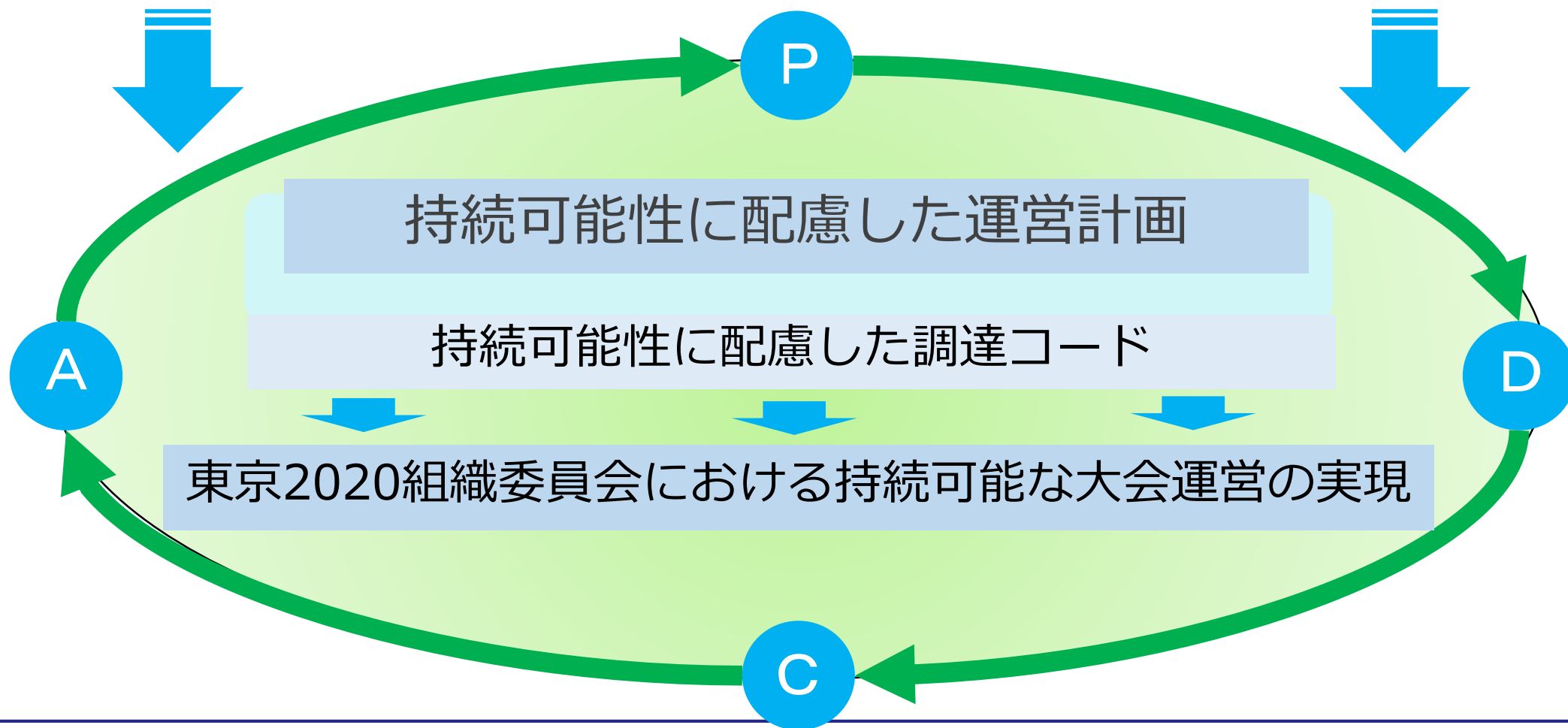
- ・ 2012年ロンドン大会（2012年6月認証取得）
- ・ 2016年リオ大会（2016年1月認証取得）
- ・ 2018年平昌大会（2016年9月認証取得）
- ・ 2024年パリ大会招致委員会（2017年3月認証取得）



東京大会においても、持続可能な大会運営を確実に実施するため、組織委員会においてISO20121の枠組を導入し、マネジメントシステムを運用

2 ISO 20121規格の概要

ISO20121規格の要求事項を踏まえ、PDCAサイクルにより必要な改善を実施



3 規格の特徴

リーダーシップの強化

- ▶ トップマネジメントによるマネジメントの成果の達成への貢献等を規定

ステークホルダーとの連携強化

- ▶ ステークホルダーのニーズ及び期待をマネジメントに反映

ライフサイクルの考慮

- ▶ 課題の特定や組織の活動・サービス等について、ライフサイクル全体を考慮

サプライチェーン管理の強化

- ▶ サプライチェーン全体を考慮し、外部委託するプロセスも含めてマネジメントを実施

成果の重視

- ▶ 取組の監視・測定を行い、成果についての分析・評価を実施

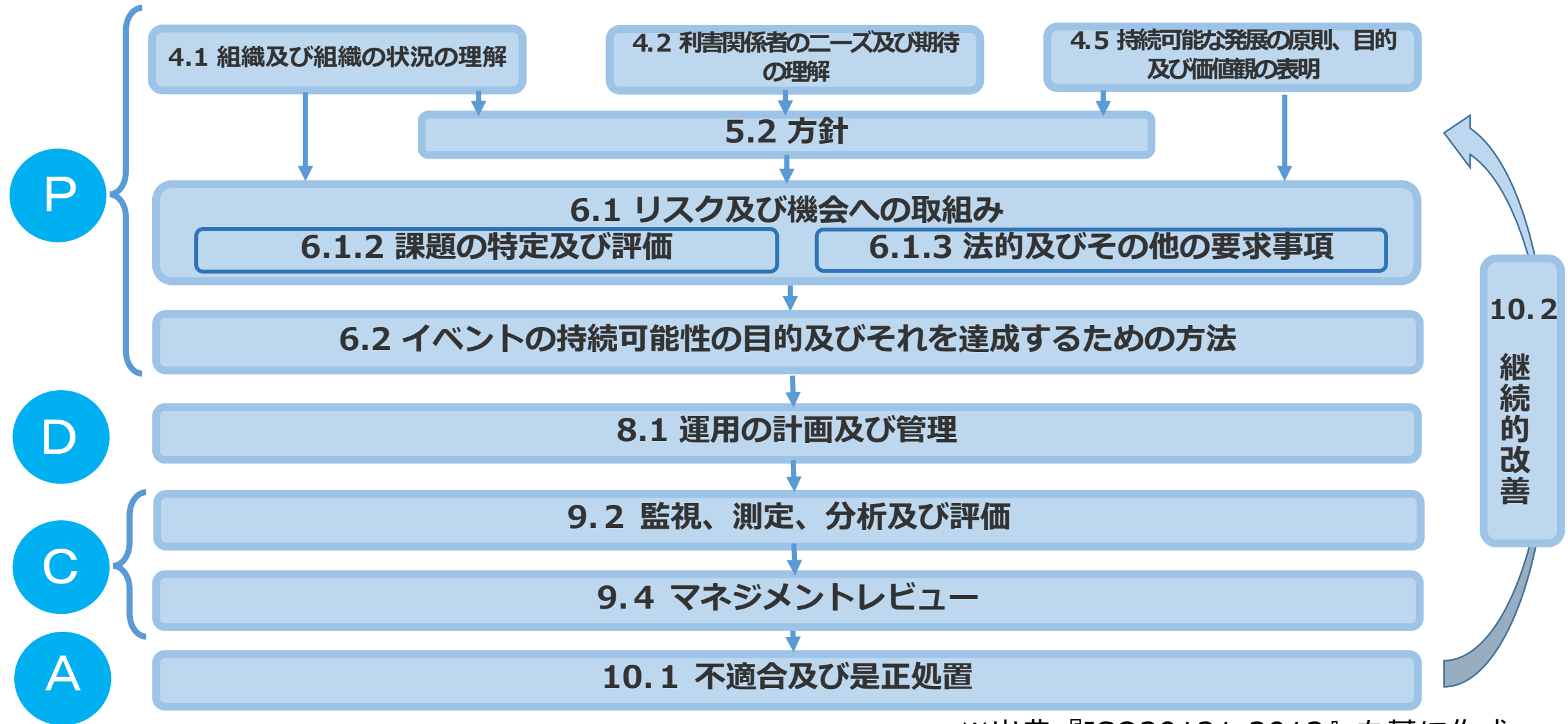
4 ISO 20121規格の構成

項番・内容
1 適用範囲
2 引用規格
3 用語及び定義
4 組織の状況
4.1 組織及び組織の状況の理解
4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解
4.3 イベントの持続可能性に関するマネジメントシステムの適用範囲の決定
4.4 イベントの持続可能性に関するマネジメントシステム
4.5 持続可能な発展の原則、目的及び価値観の表明
5 リーダーシップ
5.1 リーダーシップ及びコミットメント
5.2 方針
5.3 組織の役割、責任及び権限
6 計画
6.1 リスク及び機会への取組み
6.2 イベントの持続可能性の目的及びそれを達成するための方法
7 支援
7.1 資源
7.2 力量
7.3 自覚
7.4 コミュニケーション
7.5 文書化された情報

項番・内容
8 運用
8.1 運用の計画及び管理
8.2 修正された活動、製品及びサービスの扱い
8.3 サプライチェーンマネジメント
9 パフォーマンス評価
9.1 持続可能な発展の統治原則に対するパフォーマンス
9.2 監視、測定、分析及び評価
9.3 内部監査
9.4 マネジメントレビュー
10 改善
10.1 不適合及び是正処置
10.2 継続的改善

※出典『ISO20121:2012』を基に作成

5 ISO 20121規格の骨子



※出典『ISO20121:2012』を基に作成

6 今後の取組

ISO 20121規格に沿ったマネジメントシステムの構築

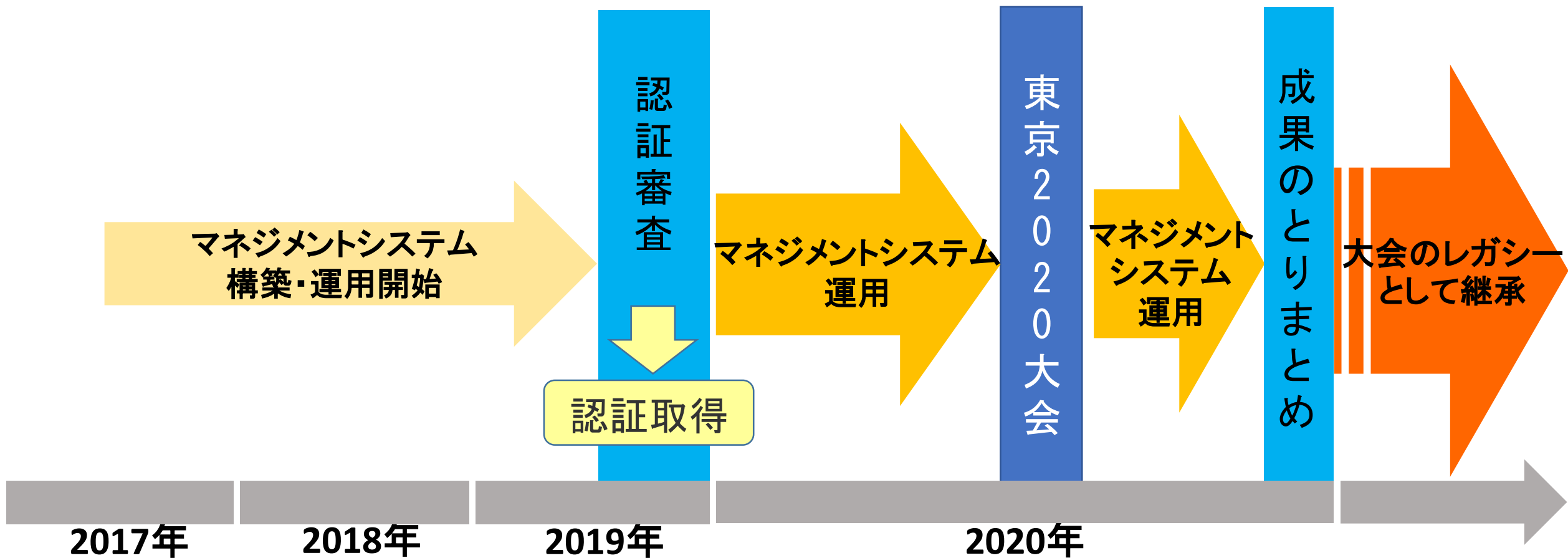
- ISO 20121規格に基づく方針の策定
- イベントの持続可能性の目的及びそれを達成するための方法の決定
⇒ **「持続可能性に配慮した運営計画第二版」**において検討
- マネジメントシステムの運用管理方法の決定
- 監視・測定等の方法、内部監査や不適合の是正措置の手順等の決定
など

7 ISO 20121規格に基づく方針の策定

方針策定の方向性

- 大会開催基本計画、アクション&レガシープラン、持続可能性に配慮した運営計画第二版等の検討状況を踏まえて策定
- ISO 20121規格の要求事項に沿って策定
（【参考】 ISO 20121規格の要求事項（5.2 方針）参照）
- 持続可能性に配慮した運営計画第二版の策定に合わせて検討
- 広く一般の方が入手できるようにHP等で公表し、大会における持続可能性の理念を分かりやすく伝えるツールとして活用

8 今後のスケジュール



【参考】ISO20121規格の要求事項（5.2 方針）

5.2.1 持続可能な発展の方針の確立

※出典『ISO20121:2012』を基に作成

トップマネジメントは、次の事項を満たす持続可能な発展の方針を確立すること。

- a) 組織の目的に対して適切である
- b) 持続可能な発展の目的を設定するための枠組みを提供する
- c) 適用される要求事項を満たすことへのコミットメントを含む
- d) ESMSの継続的改善へのコミットメントを含む

持続可能な発展の方針は、次の事項を満たすこと。

- 文書化された情報として入手できる
- 組織内に伝達される
- 必要に応じて、利害関係者が入手できる
- イベントの持続可能性に関するマネジメントの領域におけるリーダーシップに対するコミットメントを含める
- 表明された目的及び価値観との関連性
- 特定された適用範囲内で、持続可能な発展の統治原則への組織コミットメントを含む

【参考】 ISO20121規格の要求事項（5.2 方針）

5.2.2 方針情報の文書化

※出典『ISO20121:2012』を基に作成

組織は、方針の情報を文書化して維持すること。

持続可能な発展の方針は、イベントに関連する活動、製品及びサービスの全てに基礎となる考えを示すこと。

持続可能な発展の方針は、次の事項を考慮すること。

- a) サプライチェーン組織（製品、施設・設備、サービス提供者）
- b) イベントマネジメントサイクル、構想、計画から実施、レビュー及びイベント後の活動に至るまでを含む
- c) 利害関係者との関与の結果
- d) エンドユーザーのニーズ
- e) レガシーの課題

Sustainable Design

東京都資源循環・廃棄物処理計画

TOKYO

2016 (平成28) 年3月

 東京都環境局



第3章 計画目標と指標

◎ 目標

第2章で述べた「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指して、施策を体系的に進めていくための定量的・定性的な目標として、次のようなものを掲げる。

計画目標1 資源ロスの削減

- ・ 食品ロスをはじめとする資源ロスの削減を進める。

計画目標2 「持続可能な調達」の普及

- ・ 低炭素・自然共生・循環型の資源の選択を促進し、持続可能な調達・購入を都内の事業活動や消費行動に定着させる。

計画目標3 循環的利用の推進と最終処分量の削減

- ・ 一般廃棄物の再生利用率
2020年度 27%
2030年度 37%
- ・ 最終処分量を着実に削減し、処分場の更なる延命化を図る。
- ・ 最終処分量（一般廃棄物・産業廃棄物計）
2020年度 2012年度比 14%削減（最終処分率 3.7%）
2030年度 2012年度比 25%削減（最終処分率 3.3%）

計画目標4 適正かつ効率的な処理の推進

- ・ 都内から排出された産業廃棄物の不法投棄等を防止し、適正処理の徹底を図る
- ・ 優良な処理業者が市場で評価され、優位に立つことのできる環境を醸成する。
- ・ 廃棄物の効率的な収集運搬及び処理を推進する。

計画目標5 災害廃棄物の処理体制

- ・ 災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制を構築する。

◎ 指標

そのほか、第4章で述べる「主要な施策」を推進するに当たって、「数値目標は掲げないが、計画期間のうちに把握していくべき指標」を示していく。その際、国連の持続可能な開発目標の動向を踏まえる必要がある。

- 資源ロスに関する指標
 - ・ 都民1人当たり食品ロス量
 - ・ 都民1人1日当たりごみ排出量
- 適正処理に関する指標
 - ・ 第三者評価制度認定結果を基に処理業者を選んでいる排出事業者の割合
 - ・ 不法投棄等不適正処理の未然防止に係る指標（産廃スクラム32内の不法投棄件数）
- エネルギー利用に関する指標
 - ・ 都内全清掃工場における廃棄物発電の実績

東京都資源循環・廃棄物処理計画 計画目標数値内訳

(万トン)

(年度)		2012(ベースライン)	2013(参考)	2020 目標	2030 目標
一般廃棄物	排出量	458.4	457.2	△5%(2012年度比) 435	△10%(2012年度比) 413
	再生利用量	再生利用率 23%	再生利用率 23%	再生利用率 27% 117	再生利用率 37% 153
	最終処分量	106.5	106.9	32	21
産業廃棄物	排出量	2,356.6	2,459.2	2,400	2,400
	再生利用量	再生利用率 31%	再生利用率 35%	再生利用率 35% 850	再生利用率 35% 850
	最終処分量	719.4	869.4	75	72
最終処分量計		123.5	110.2	△14%(2012年度比) 107	△25%(2012年度比) 93
最終処分率		(4.4%)	(3.8%)	(3.7%)	(3.3%)

※網掛けは、計画目標3に掲げた数値

※参考：前回計画目標：2015年度の最終処分量を2007年度比30%減（125万トン）。

内訳：一般廃棄物25万トン、産業廃棄物100万トン

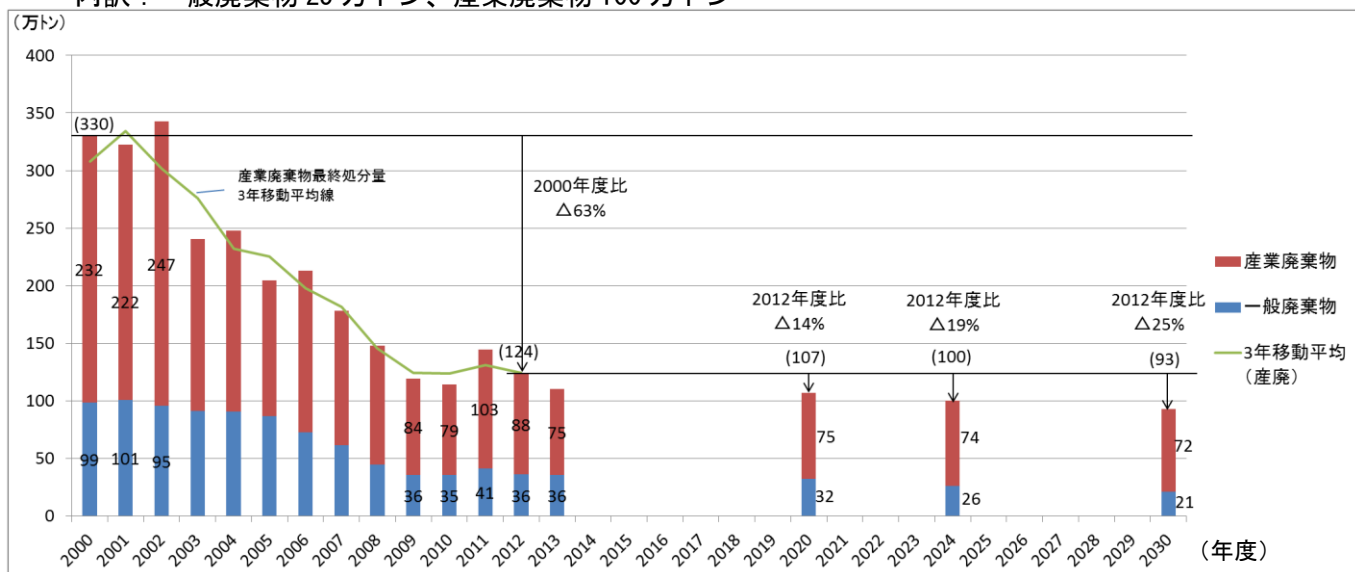


図8 最終処分量の推移と目標

第4章 主要な施策

第3章で示した目標の達成を目指し、次の6つを施策の柱として定め、各施策を実施していく。

1 資源ロスの削減

資源ロスを削減し、資源効率を大きく高めていくためには、貴重な食料を無駄にしないこと、過剰な容器包装や使い捨て型の資源消費を回避すること（メンテナンスや修理がしやすい製品、長寿命型製品の開発・選択等を含む。）などが必要である。

（1）食品ロスの削減

食品ロスの削減は、可燃ごみ中で大きな比率を占める食品廃棄物の発生抑制という観点にとどまらず、東京が先進国の大都市として、国連の持続可能な開発目標に貢献する責任を果たしていく観点からも重要である。

そのため、持続可能な社会の構築に向けた先進的な取組を行うモデル事業の成果を都民・事業者に広く普及、拡大させることにより、東京の持続的な発展につながる意義のある取組としていく。

東京都は、品質に問題がないのに様々な理由で廃棄されてしまう食品を支援を必要とする人たちに届けるフードバンク団体や、食品を提供する企業と積極的に連携し、フードバンク活動の促進を図る。

また、引き続き外食事業者と連携した、小盛り、少人数用メニュー等の食べきりを推奨する取組の支援や流通段階の商慣習等による食品ロスの削減、家庭、店舗等における消費期限前の食材を効果的に消費する取組等について、先駆的企業、九都県市、区市町村、NGO/NPO等と連携しながら推進していく。

さらに、家庭での食べ残しや使用されずに廃棄される食品の削減、学校給食や社員食堂での取組の工夫、非常用備蓄食品の廃棄処分回避など、幅広く食品ロス削減に向けた取組に関する普及啓発を行っていく。

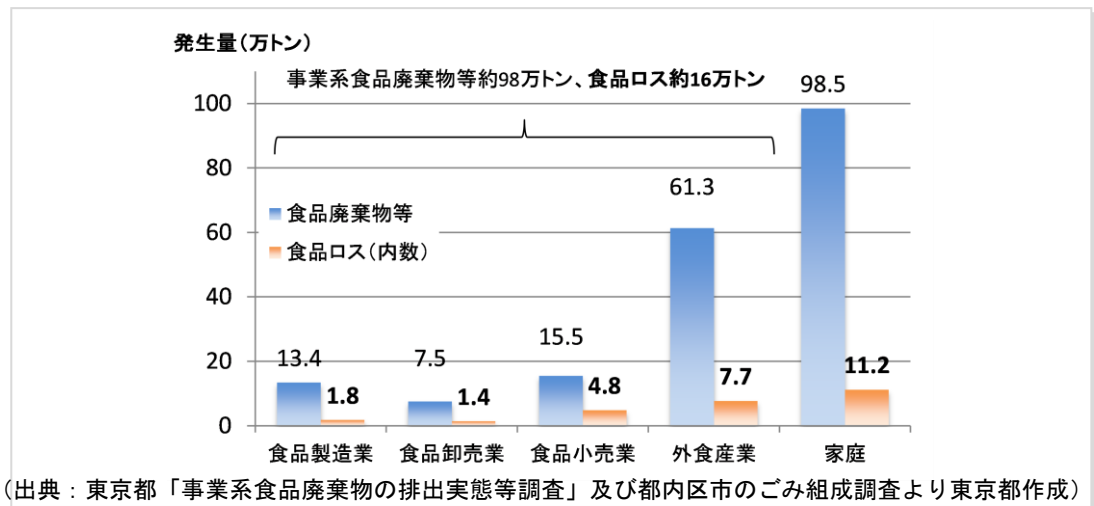


図9 都の食品ロス発生量推計（2012年度）

【コラム】 世界に広がる食品ロス削減に向けた取組

■FAO-UNEP の取組

国連食糧農業機関（FAO）、国連環境計画（UNEP）等は、2013年から Think-Eat-Save キャンペーンを展開している。「70億人の人口を抱え、2050年には90億人に増加するこの世界で、食料を無駄にすることは、経済的にも、環境面からも、そして倫理上も理にそぐわない。」（シュタイナーUNEP事務局長）



UNEP・FAO

■香港の取組

香港では、ショッピングモールやホテル、NGOなど、381団体と食品ロス削減に向けた協定を締結し、キャンペーンや業種別の取組事例集の作成などにより効果を上げている。



ユニークなキャラクターを使ったキャンペーン（香港政府資料）

業種別の食品ロス削減取組事例集（香港政府資料）



■EU の取組

EUは、2014年を「反フードロス年」とし、この問題を深刻な問題と受け止めている。2015年12月に発表された「循環経済へのアクションプラン」では、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けて努力することが盛り込まれた。

■フランスの取組

フランスは、世界で初めて延床面積400㎡以上の大規模スーパーマーケットが期限切れの売れ残りの食品を廃棄することを禁止し、慈善団体やフードバンクに寄付することを義務付けた。

「持続可能な資源利用」に向けた食品ロス対策モデル事業※ 2015年度

※ 東京都は、2015（平成27）年度より、資源ロスの削減の促進、エコマテリアルの利用の促進及び廃棄物の循環利用の更なる促進の施策に即した取組を進めるために、事業者等と共同で先行的な取組をモデル事業として実施しています。

提案者：フードロス・チャレンジ・プロジェクト <http://foodlosschallenge.com/>

内容：

- ① 冷蔵庫に余った食材をおいしく変身させる「サルベージ・パーティ」
- ② 食材になりきってフードロス鬼から逃げ、フードロスが発生する仕組みを体感するゲーム「もったいない鬼ごっこ」
- ③ 非常食がシェフの手でごちそうに変身。ローリングストック法を活用した自分にあった非常食を見つける「ごちそうとぼうさい」
- ④ お買い物の場での啓発活動
消費期限等が近い商品を食べること等を通じてフードロス問題を啓発する企画「つれてって！それ、フードレスキュー」
- ⑤ フードロス問題を学ぶ「フードロス・チャレンジ・フェス」の開催やWEB作成等

⇒ 2015年度は、イベント開催等を通して、市民等に対して食品ロス問題を広く周知するとともに、食品ロス削減に取り組む区市町村、企業等との連携を強化した。東京都の今後の食品ロス対策の展開に生かしていく。



フードロスレスキュー
キャラクター
「食べ物妖精 つれてって」

3 廃棄物の循環的利用の更なる促進(高度化・効率化)

依然として最終処分されている廃棄物には、更なる再生利用が可能な資源が含まれており、循環的利用を更に促進していく。

(1) 事業系廃棄物のリサイクルルールづくり

オフィスビル、商業ビル等から排出される事業系廃棄物の3Rを推進するには、排出事業者によるプラスチックや雑紙^{ざつがみ}のリサイクルなど更なる取組が求められる。そのため、東京都と区市町村が連携し、リサイクルと適正処理の両面を考慮するとともに、コストや利便性、現場実態に十分配慮した事業系廃棄物の3Rのルールづくりに取り組んでいく。

また、排出事業者を対象にした講習会等で、例えば、雑紙の回収等の紙資源の有効利用や電子機器類のリサイクルに関する情報提供をするなど意識向上に努めていく。

さらに、適正処理を確保しつつ、効率的にリサイクルを促進するため、現行の制度の合理化と運用の見直しも含め、検討していく。

(2) 区市町村のリサイクルの取組促進

一般廃棄物対策においては、各区市町村の取組を尊重しつつ、それぞれに共通する様々な課題について、情報の共有をしながら対応していくことが重要である。そのため、ごみの組成の中でまだリサイクルが可能なものについて、区市町村の更なる資源化の検討を促進していく。

ア 容器包装リサイクル

東京都は、区市町村によるリサイクルが一層進むよう、効果的な分別収集を促進していく。

イ 小型家電リサイクル

廃小型家電等は貴重な金属資源を多く含む「都市鉱山」と言われている。

東京都は、この「都市鉱山」を最大限に活用するため、都民の排出機会の多様化を図るなど、更なる回収量の増加や適正なりサイクルの確保を支援していく。

表2 区市町村における小型家電回収の実施状況

	実施自治体数	回収実績
都内	55 (89%)	5,026 t
全国	754 (43%)	23,971 t

※実施自治体数は2015年4月現在、回収実績は2014年度環境省アンケートによる。都内実績は都が推計
参考：小型家電リサイクル法の掲げる目標
全国回収量：14万トン（2015年度実績）
1人当たり約1kg→都内換算：約1.35万トン



写真1 コンゴ民主共和国のコバルト鉱山で鉱石の選定をする子どもたち

©Amnesty International
資源の採取に伴う様々な人権問題も世界的な課題となっている。

資料 2

東京 2020 大会 飲食提供に係る基本戦略（素案）

目次

- 1 飲食戦略が目指すもの
 - 1.1 東京 2020 大会が飲食提供を通して目指すもの
 - 1.2 飲食戦略策定に当たった考え方
 - 1.3 大会ビジョンを体現する飲食提供の運営
- 2 大会の規模
 - 2.1 大会の期間
 - 2.2 大会の会場
 - 2.3 ステークホルダー
- 3 飲食の提供
 - 3.1 責任の範囲
 - 3.1.1 組織委員会の責任において飲食提供を行うエリア
 - 3.1.2 組織委員会の責任範囲ではないが、飲食戦略の影響が及ぶエリア
 - 3.2 配慮事項
 - 3.2.1 食品安全管理
 - 3.2.2 自然災害リスクへの対応
 - 3.2.3 栄養管理（表示含む）
 - 3.2.4 多様性への配慮
 - 3.2.5 暑さ対策
 - 3.3 飲食サービスの内容
 - 3.3.1 基本方向
 - 3.3.2 選手及び各国・地域の国内オリンピック委員会 (NOC) / 各国・地域の国内パラリンピック委員会 (NPC)
 - 3.3.3 国際競技連盟 (IF)
 - 3.3.4 オリンピックファミリー・パラリンピックファミリー等
 - 3.3.5 放送サービス、プレス
 - 3.3.6 マーケティングパートナー
 - 3.3.7 観客

ついて以下の考え方をもって取り組む。

- ① 身体的制約に応じて提供可能なサポートを事前に十分検討する(設備的サポート、人的サポートの双方を含む。広いスペースに多くのメニューがある選手村ダイニングにおいて食事をスムーズに取り、かつ運べるためのサポート、設備・備品の使用におけるサポート等)。必要な食事メニューをスムーズに選択し、移動できるよう、ICT 技術を活用した情報提供の充実を図り、パラリンピアンへの利便性や負担軽減を目指す。
- ② 飲食スペースの設備・備品の配置等、ハード面のアクセシビリティ(車いすが通りやすい座席間隔や移動スペースの確保、テーブルや表示板の高さへの配慮等)、運営上の工夫による利便性や負担軽減に配慮する。
- ③ 飲食提供を担当するスタッフの意識向上に取り組む、特に、パラリンピアンへの飲食時のサポートについて意識向上を図る。

また、パラリンピアンに対し、施設整備やシステム構築による支援は当然のこと、人的サービスに勝るサービスはないと考え、個々の事情に応じたきめ細かな配慮を提供する。

4 持続可能性への配慮

4.1 基本的な考え方

東京 2020 大会においては短期間に大量の飲食物を提供することから、一時的に環境負荷を増大させてしまうおそれがある。このため、環境への負荷低減を含め、持続可能性への配慮については、2014 年に IOC が採択した「オリンピック・アジェンダ 2020 (Olympic Agenda 2020)」の精神を尊重し、別に定めた「持続可能性に配慮した運営計画」に則り適切にコントロールしていく必要がある。

そもそも持続可能性に配慮した取組は社会全体の環境等に対する負荷を削減し、ひいては社会コストを下げることを意図している。しかしながら、すでに普及している生産・消費のやり方を変えていくことは相応の努力が必要であり、成果が短期間で得られるものもあれば、長期的なメリットを享受するために一時的にコスト等の負担増が必要な場合もある。組織委員会としては、費用対効

果及び実行可能性を考え、優先順位をつけながら実効性及びモデル性の高い持続可能性に配慮した運営を実施していく。

4.2 持続可能性に配慮した運営上の取組

組織委員会は、飲食提供の運営において、以下の方針の下、持続可能性に配慮した取組を行う。

- ① 持続可能性に配慮した調達コード：「持続可能性に配慮した運営計画（第1版）」に基づき、具体的な調達行動に関する「持続可能性に配慮した調達コード」が定められている。食材の調達に当たり、組織委員会は、この調達コードに合致した農産物、畜産物及び水産物を調達し、持続可能性の高い日本の食文化を国内のみならず国外においても分かりやすく伝えていく取組を後押ししていく。さらに調達コードの内容や調達コードに位置付けられた GAP (Good Agricultural Practice：農業生産工程管理) 等の認証の仕組みを飲食提供対象者に分かりやすく伝えるとともに、調達コードで推奨されている農産物等の活用についても情報の発信を行う。
- ② 食品廃棄物抑制の取組：食品廃棄物抑制の重要性について意識啓発をするとともに、食べきれる量を考慮して料理の給仕量を調節する「ポーションコントロール」や食器のサイズを考慮するなど、食品廃棄物の抑制に効果的かつ実行可能な取組を推進する。また、飲食提供を受託する事業者においては、飲食提供対象者数、競技日程等を用い、ICT 技術も活用して飲食提供数の予測に最大限取り組む必要がある。さらに、食品廃棄物の計量と見える化に可能な限り取り組み、東京 2020 大会後の国内外の食品廃棄物抑制の取組の参考となることを期待する。

一方、抑制の努力を重ねたうえでなお発生した食品ロスについては有効活用に取り組み、食品廃棄物は飼料化や肥料化等実現可能性を検討し、最大限、資源の循環利用を図る。

東京 2020 大会に対する注目度の高さに鑑みると、組織委員会の行動が引き金となり、食品廃棄物の抑制に関する社会的関心を高める効果を期待することができる。そこで組織委員会は、啓発効果が高く、家庭、事業者等においても容易に実行可能なモデル的な取組という視点から取組を

実施していく。

- ③ 食器の取扱方針：食器については、「持続可能性に配慮した運営計画（第1版）」に基づき、リユース食器の導入を可能な限り行う。

一方、食器は、提供場所及び飲食提供対象者ごとに実現すべき飲食提供の形態（提供食数、飲食に求められる役割（安全、運営効率、料理に応じたもてなし、飲食シーン等の要素）といった運営面の特性）に合わせ、実行可能性も十分に考慮して選択する必要がある。特に選手村については、規模の大きいメインダイニングの円滑な運営や、選手の快適な食環境などに十分配慮する観点から、衛生リスクや宗教上の配慮、選手の負担軽減、喫食スペースの確保等に配慮することが必要である。

以上のことから、食器の選択に当たっては、実現すべき飲食提供の形態と食器材質ごとの特徴、食器の種類ごとに必要となる施設条件（洗浄・保管のスペース、光熱水量等）を踏まえる等、諸課題を考慮し、リユース食器の利用に可能な限り取り組む。

なお、リユース食器が利用できない場合であっても、資源化が可能な素材（間伐材等）の使用等、リユースに相当するような持続可能性への取組を追及するものとする。

5 将来につなげていく取組

5.1 日本の食文化の発信・継承

2013年、日本の伝統的な食文化が「和食」としてユネスコ無形文化遺産に登録された。これは「自然の尊重」という日本人の精神を体現した食に関する社会的慣習が登録されたもので、「地域固有の様々な食文化の存在」、「健康的な食生活を支える栄養バランス」、「自然の美しさや季節の移ろいの表現」、「家庭・地域の絆の強化」という特徴を有している。具体的には、だしのうま味や発酵食品の活用、季節に合った盛り付け、年中行事との関わりといった点が例として挙げられる。また、この日本の食文化は、食材を無駄にせずを使い切る、「いただきます、もったいない」等で表現されるような食べ物を大切にする精神性、多様な食材を適切に利用する等の点から、持続可能性の高い食文化である。



FIRST STRUCTURE TOKYO

都民ファーストでつくる
「新しい東京」
～2020年に向けた実行プラン～

平成28(2016)年12月
東京都

2 快適な都市環境の創出

クール・クリーンで、快適な都市をつくろう

I 2020 年とその先の未来に向けて

- 遮熱性舗装等の整備や緑陰の確保、クールスポットの創出、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺の人が集まるエリアでの暑さ対策等を推進し、都市の熱環境を改善するとともに、多様な主体による暑さ対策の取組を社会に定着させる。
- 東京の健全な水循環、水辺の水質の回復に向けて、雨水や下水再生水*の利用促進、河川や運河の水質の維持・改善を図り、快適な水環境の創出に取り組んでいく。
- PM2.5*や光化学オキシダント*濃度の低減に向けて、揮発性有機化合物（VOC）*など大気汚染物質の削減や周辺自治体との広域連携を進め、大気環境の更なる改善を進めていく。
- 資源ロスの削減、エコマテリアル*の利用、廃棄物の循環利用を促進し、持続可能な資源利用を推進していく。

II 政策目標

1 暑さ対策

No.	政策目標	目標年次	目標値
01	競技会場周辺等における暑熱対応設備の整備によるクールエリアの創出	2019 年度	6 エリア程度
02	都道での遮熱性舗装*・保水性舗装*の整備	2020 年	約 136km（累計）

2 水環境

No.	政策目標	目標年次	目標値	
01	ハッ場ダムの建設	2019 年度	完成	
02	雨天時の下水を処理する高速ろ過施設*の整備	2019 年度	合流式の水再生センターのうち 6 か所（区部）	
03	降雨初期の特に汚れた下水を貯留する施設の増強	2019 年度	140 万 m ³ （累計）	
04		2023 年度	160 万 m ³ （累計）	
05	下水の高度処理施設等*の整備	2020 年度	処理能力を 1.8 倍（430 万 m ³ /日）に増強（2013 年度比）	
06		2024 年度	処理能力を 2.6 倍（616 万 m ³ /日）に増強（2013 年度比）	
07	外濠の水質改善	2019 年度	外濠のしゅんせつを実施	
08	河川や運河の水質改善	河川でのしゅんせつ	2024 年度	隅田川など 5 河川でのしゅんせつを実施

No.	政策目標	目標年次	目標値
09	運河でのしゅんせつ・覆砂*	2024年度	勝島運河など30運河
10	海辺の自然再生による水質浄化の促進	2017年度	野島公園における干潟再生(11.8ha)
11	公園の自然的景観の保全・再生 水辺の再生	2024年度	不忍池など5池

3 大気環境

No.	政策目標	目標年次	目標値
01	東京港での排気ガス対策 船舶からの大気汚染物質の削減率(2010年度比)	2024年度	NO _x *は20% SO _x *は40%
02	光化学スモッグ注意報※1の発令日数	2020年度	ゼロ
03	光化学オキシダント濃度	2030年度	全ての測定局で0.07ppm以下(8時間値)※2
04	PM2.5の環境基準※3	2020年度	長期基準の達成
05		2024年度	達成

※1 大気汚染防止法に基づき光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められる場合に都道府県知事等が発令する

※2 年間4番目に高い日最高8時間値の3年平均

※3 1年平均値が15 μ g/m³以下(長期基準)であり、かつ、1日平均値が35 μ g/m³以下(短期基準)

4 廃棄物

No.	政策目標	目標年次	目標値
01	一般廃棄物の再生利用率	2020年度	27%
02		2030年度	37%
03	都内で発生する廃棄物の最終処分量	2020年度	107万トン (2012年度比14%削減)
04		2030年度	93万トン (2012年度比25%削減)
05	海上公園での資源循環の推進 資源循環型施設の設置	2020年度	1か所
06	2030年度までに食品ロス*半減を達成するための「食品ロス削減・東京方式」の確立	2020年度	「食品ロス削減・東京方式」の確立
07	レジ袋削減	2020年度	レジ袋無償配布ゼロ

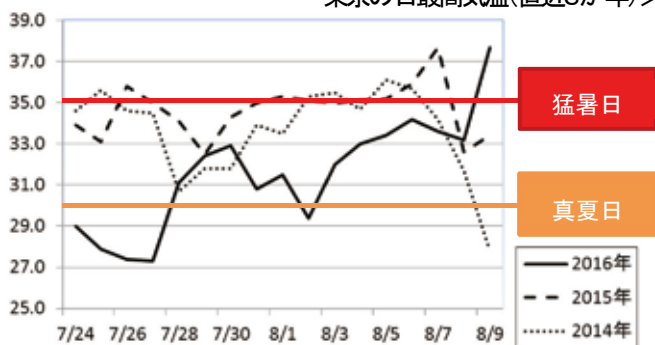
Ⅲ これまでの取組と課題

(暑さ対策)

- 都はこれまで、遮熱性舗装等の整備や緑の創出・保全などヒートアイランド対策を推進してきたが、地球温暖化や都市化の影響により、今後も東京では、猛暑日や熱帯夜が多く発生し、また、気温上昇に伴う熱中症患者数の増加のおそれがある。

- 東京 2020 大会では、海外から多くの来訪者が見込まれることも踏まえ、都市全体の気温低下を図るヒートアイランド対策に加え、夏の厳しい暑さに対する即時的な効果を狙った暑熱対応を含めた、総合的な暑さ対策に取り組む必要がある。

＜東京 2020 大会のオリンピック期間における東京の日最高気温(直近3か年)＞



(資料) 気象庁データ (過去の気象データ) より作成

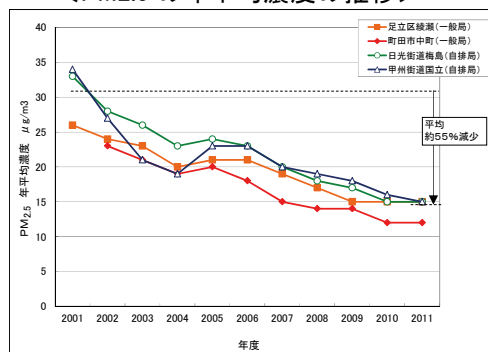
(水環境)

- 2014 年度における河川の BOD* は、都内 56 の全水域で環境基準を達成したが、東京都内湾の COD* は、環境基準の達成が 4 水域中 1 水域にとどまっており、夏期を中心に赤潮発生や貧酸素水塊* による水生生物への影響が生じている。
- 気候変動等により、水循環に変化が生じており、河川流量の減少、水質汚濁、生態系への影響など、水環境に関わる様々な課題への対応が必要である。

(大気環境)

- 都はこれまで、ディーゼル車規制や工場・事業場等の固定発生源の対策に取り組んできた結果、東京の大気環境は大幅に改善された。
- 一方で、光化学オキシダントについては、これまで環境基準は未達成であり、2015 年は光化学スモッグ注意報が 14 日発令されている。
- 都内環境中の PM2.5 は、2001 年度からの 10 年間で減少しているものの、環境基準は未達成の状況である。
- PM2.5 と光化学オキシダントを削減するためには、原因物質である NO_x 及び揮発性有機化合物 (VOC) の発生源対策を更に進めることが必要である。

＜PM2.5 の年平均濃度の推移＞



(廃棄物)

- これまで実施してきた 3 R の取組が進展した結果、2013 年度の都内の一般廃棄物のリサイクル率は 23%、最終処分量は、一般廃棄物及び産業廃棄物ともに 2000 年度比で 6 割以上削減されている。
- 国内の食品ロスの発生量は約 600 万トン (2013 年度)、都の調査によると都内の食品ロス量は、約 30 万トン (2012 年度) と推計される。
- 再使用や長期使用を考慮した消費行動などを通じ

＜日本国民の一日あたり食品ロス量＞



スマートシティ

て、身近なところから使い捨て型ライフスタイルを見直すため、現状では多くが使い捨てされているレジ袋の使用量を削減する取組が必要である。

- オフィスビルや商業ビルなどでは、古紙や飲料容器などは分別が進みリサイクルされている一方で、その他の事業系廃棄物のリサイクルは十分に進んでいない。
- 今後、都内に新しい最終処分場を確保することは困難なため、更なる3Rの推進に取り組む必要がある。

IV 4か年の政策展開

政策展開 1 暑さ対策の推進

緑の創出・保全、人工排熱の抑制などのヒートアイランド対策とともに、クールエリア・クールスポットの創出などの暑熱対応策を総合的に推進し、都市の熱環境を改善していく。

1 真夏でも快適に街歩きができるエリアの形成

- 東京 2020 大会に向け、競技会場周辺などにおいて面的に暑熱対応設備を導入し、クールエリアを創出する。
- ドライ型（微細）ミストや日よけ、壁面緑化の設置など、クールスポットを創出する区市町村や事業者を積極的に支援する。
- 夏の強い日差しを遮る木陰を確保するため、樹形を大きく仕立てる計画的な剪定など、都道の街路樹や公園の樹木の適切な維持・管理を実施する。

<ドライ型（微細）ミストの導入事例>



2 緑の創出・保全

- 東京でまとまった緑を創出するため、公園や緑地の整備とともに、都有施設等での屋上緑化・敷地内緑化や、都市開発諸制度を活用した公開空地の整備などにより、都市のあらゆる空間に良質な緑を創出する。（再：222 頁）
- 水と緑のネットワークを更に充実させるため、臨海地域や河川等の水辺空間の緑化を推進する。（再：223 頁）
- 都内に残る貴重な緑である丘陵地や崖線の緑、樹林地、都市農地等を保全し、ヒートアイランド現象の緩和を図る。（再：224 頁）

<街路樹による木陰のある空間>



3 路面温度上昇及び人工排熱の抑制

- 都道において、センター・コア・エリア*を中心に遮熱性舗装等を毎年約 10km 整備する。あわせて、競技会場周辺・競技コース等に遮熱性舗装・保水性舗装を実施する区市に対して補助を行い、整備を促進する。
- 排熱の少ない燃料電池自動車・電気自動車の普及を促進するとともに、建物などからの人工排熱の削減に資する、都市のスマートエネルギー化を推進する。
(再：208 頁)
- 身近で環境にやさしい交通手段である自転車の利用を更に促進する。(再：257 頁)

4 暑さ対策の社会への定着促進

- 観光客等が多く集まる注目度が高いエリアにおいて、都が先駆的に暑さ対策を推進し、区市町村や事業者による暑さ対策を誘導し促進する。
- 多様な主体との連携など、地域の実状に即した取組を行う区市町村を支援し、東京全体に暑さ対策の定着を図る。
- 様々なイベントと連携し、クールスポットの体感や打ち水を実施することで、東京 2020 大会に向け、暑さ対策へ積極的に取り組む気運を醸成する。
- 都民や観光客などへの注意喚起として、熱中症の予防に関する広報を積極的に実施する。

政策展開 2 快適な水環境の創出

安全でおいしい水の安定供給、合流式下水道*の改善や高度処理施設の整備などによる水質改善、河川や運河における水質の維持・改善を通じて、東京にふさわしい水循環の姿を追求し、快適な水環境を創出する。

1 東京の健全な水循環の創出

- 下水再生水の供給地区内における再開発事業等の機会を捉え、臨海副都心地区等で供給先を拡大するなど、ビル等のトイレ用水などとしての下水再生水の利用を促進する。
- 下水再生水を活用し河川水量を回復させる清流復活事業*を実施している渋谷川では、上流部の新たな水辺空間の創出に貢献する。
- 将来の気候変動による影響も踏まえ、首都東京への安定給水を継続するため、八ッ場ダムの完成により、安定した水源の確保に取り組む。
- 安全でおいしい高品質な水を蛇口まで届ける直結給水方式*への切替えに向けた支援や貯水槽水道の適正管理に向けた設置者への指導・助言を行う。

2 快適な水辺の創出につながる下水道対策の推進

- 降雨初期の特に汚れた下水の貯留施設を整備するなど、合流式下水道の改善を進め、河川や海などへ放流される汚濁負荷量の削減を図る。
- 砂町水再生センター等6か所では、既存の沈殿施設の改造により早期に導入でき、汚濁物を除去することが可能な高速ろ過施設を整備する。
- 東京湾や隅田川などに放流される下水処理水の水質を一層改善するために、区部の新河岸、葛西水再生センター等や多摩地域の清瀬、八王子水再生センター等で高度処理・準高度処理施設の導入を進める。
- 多摩地域の下水道事業運営の効率化と水環境を向上させるため、八王子市の単独処理区の全量を流域下水道に編入する。

＜芝浦水再生センター
雨天時貯留施設＞



3 都民に身近な水辺の水質改善

- 夏季にアオコ*や臭気が慢性的に発生する外濠では、底泥のしゅんせつていでいを行うことにより国指定史跡にふさわしい良好な環境となるよう水質を改善する。
- 閉鎖性が高い勝島運河の水質を改善するため、貧酸素水塊の影響を受ける水深の深い箇所ていでいに覆砂を実施する。
- 隅田川や新河岸川など流れの少ない河川・運河で、水質の維持・改善や悪臭の防止を図るため、計画的に底泥のしゅんせつを実施する。
- 東京港野鳥公園の干潟拡張や都立公園にある池のかいぼり*を行うことで、水辺の生態系の再生とともに、自然本来の水質浄化機能を高めていく。

＜公園における生物の
保全・育成活動(かいぼり)＞



(出典)「パークマネジメントマスタープラン」
(平成27年3月東京都建設局)

政策展開 3 大気環境の改善

PM2.5や光化学オキシダントの主な原因物質となっている工場や事業場、自動車などから排出される揮発性有機化合物(VOC)、窒素酸化物(NO_x)を削減することで、大気環境の更なる改善を進める。

1 発生源対策による大気環境の更なる改善

- 低公害・低燃費車の普及を推進するとともに、先進的なITS*技術を取り入れ交通渋滞の緩和に取り組むことにより、自動車から排出される大気汚染物質を削減する。
- 東京港で導入した日本で初めての国際的な環境対策プログラムESI*の実施を通じて、PM2.5等の生成原因の一つとして船舶から排出されるNO_x(ノ

ックス) やSO_x (ソックス)、CO₂を削減する。

- PM2.5 や光化学オキシダントの生成原因となるVOC濃度を低減させるため、事業者への各種セミナーの開催、技術ガイドの配布、VOC対策アドバイザーの派遣などの技術支援を行うほか、民間と連携して効果的な対策を推進する。
- PM2.5 及びO_x (オキシダント) の発生源寄与割合や将来の環境濃度の予測、これまでの対策に関わる削減効果の検証や解析など、総合的な大気汚染対策の検討を行う。
- 周辺自治体と連携し、VOC排出事業者に対して、夏季の排出抑制の取組を促すことに加え、冬季を中心とした燃焼機器対策を実施する。

政策展開 4 “もったいない” (持続可能な資源利用) 意識の推進

食品ロスの削減やレジ袋対策の取組を推進し、持続可能なライフスタイルへの転換を図るとともに、事業系廃棄物のリサイクルルールづくりや再生資材の利用促進など資源効率の一層の向上を進める。

1 資源ロス削減の促進

- 商慣習等により発生する食品ロスの削減に向けて、加工・流通事業者等を構成員とするステークホルダー会議の設置、流通段階における食品ロスの実態調査、防災備蓄食品有効活用の仕組みづくり等を検討する。
- あわせて「食わずに捨てるなんてもったいない (仮称)」キャンペーンを実施し、企業との連携、消費者の意識啓発を行うことで、消費行動の見直しを促し、「食品ロス削減・東京方式」を確立する。
- スーパー、コンビニ等の販売業者、消費者代表、区市町村などによる協議会を設置し、レジ袋の無償配布ゼロに向けて、協議を進める。
- エコバッグ持参の呼びかけや3Rの徹底など、資源ロス削減に向けた効果的な広報・普及を行い、都民にライフスタイルの転換を促す。

2 廃棄物の循環利用の更なる促進

- モデル事業の実施成果を通じた中小企業への取組の普及、事業系廃棄物の3Rのルールづくりなどを進め、持続可能な資源利用を推進する。
- 持続可能な東京2020大会の実現に向けて、事業者や都民等による環境配慮の促進に資する取組などの調査を実施するとともに、使用済み物品のリユース等を支援する仕組みを検討する。
- 建設リサイクル推進計画や建設リサイクルガイドラインに基づき、コンクリート塊等建設副産物*の再利用を促進することにより、再生資材が建設資源として積極的に選ばれる循環型社会の形成を推進する。
- 海上公園等で剪定時に発生する枝葉を燃料化するモデル事業を実施し、今後のリサイクル方策を検討する。

V 年次計画

		2016年度まで (見込み)	年次計画				4年後の 到達点
			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
1	真夏でも快適に街歩き できるエリアの形成	競技会場周辺での クールエリアの創出検討	設備整備 2エリア程度	順次展開			6エリア程度 創出
	緑の保全・創出	都立公園の新規開園 26ha(再掲)		事業認可取得・用地取得・整備			新規開園 95ha
		「緑確保の総合的な 方針」改定(再掲)		方針に基づいた民有地の緑の確保			樹林地、農地の 緑を確保
	路面温度上昇及び 人工排熱の抑制	都道で遮熱性舗装・ 保水性舗装を106km整備	約10km	約10km	約10km		約136km(累計) を整備
	暑さ対策の社会への 定着促進	暑さ対策の普及イベント (打ち水等)を3件実施	4件程度	4件程度	4件程度	4件程度	暑さ対策が 社会へ定着
2	快適な水辺の創出に つながる下水道対策の 推進	貯留容量114万m ³ 完了	5万m ³ 累計119万m ³		21万m ³ 累計140万m ³		140万m ³ に 増強
		水再生センター4施設で 高速ろ過施設を整備中	2施設着手 4施設継続	5施設継続 1施設完了	5施設完了 累計6施設完了		合流式の水再 生センターの うち6か所で 整備
		処理能力304万m ³ /日完了	46万m ³ /日 累計350万m ³	30万m ³ /日 累計380万m ³	31万m ³ /日 累計411万m ³	19万m ³ /日 累計430万m ³	430万m ³ /日に 増強
	都民に身近な水辺の 水質改善	八王子市、立川市と単 独処理区の編入に向け、 協定を締結		八王子市、立川市及び三鷹市の 編入に向け調整			八王子市単 独処理区の全 量を流域下 水道に編入
		河川等で計画的に しゅんせつを実施		外濠でしゅんせつ実施			隅田川など 5河川、外濠 で実施
3	発生源対策による 大気環境の更なる改善	2015年度光化学スモッグ 注意報発令日数14日	モデル事業 VOC排出削減の技術支援 (アドバイザー、セミナー等)				光化学スモ ッグ注意報の 発令日数を ゼロ
		2015年度の環境基準 達成率：一般局85%、 自排局40%		周辺自治体との連携等			PM2.5の環 境基準(長 期基準)を 達成
			大気汚染対策検討会				

	2016年度まで (見込み)	年次計画				4年後の 到達点
		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
4 資源ロスの削減の促進	持続可能な資源利用に 向けたモデル事業の実施 (2015年度6事業)	ステークホルダー会議における食品 検討、具体的施策展開			ロス削減の	2030年度まで に食品ロス 半減を達成 するための 「食品ロス削 減・東京方式」 の確立
		実態調査	ステークホルダー会議へのフ		ィードバック	
		防災備蓄食品の有効活用に向けた仕組			みづくり	
		「食べずに捨てるなんてもったいない(仮称)」 キャンペーンの実施 企業との連携		他企業へ取組を普及		
		消費行動の見直しを促す取組の実施				
区市町村との連携 による検討		レジ袋削減に向けた検討				レジ袋の無償 配布ゼロ
		キャンペーン・普及啓発の実施				
廃棄物の循環利用の 更なる促進	持続可能な資源利用に 向けたモデル事業の実施 (2015年度6事業)	モデル事業実施				「持続可能な 資源利用」に 取り組む企業、 団体が増加
		事業系廃棄物の3Rルールづくり				

レジ袋削減に関する現状と課題

レジ袋は、使い捨て型ライフスタイルの象徴であり、流通・販売・消費段階で資源ロスを生まないために、その使用回避の取組が必要となっている。

・商品を持ち帰るために1回だけ使用され捨てられるなど、資源の無駄な消費につながり、もったいない状態が続いている。

・容器包装リサイクル法により容器包装を多量に利用する小売事業者に対して取組状況の報告を義務付けられ、使用量削減に関する目標を策定することとされている。

＜レジ袋削減に係る課題・論点＞

議題1 更なるレジ袋の削減に係る方策について

- 1 消費者は、ライフスタイルの見直しが必要になるが、どう行動すべきか。
- 2 事業者は、これまでよりも一層レジ袋を削減していくためにどうすべきか。
- 3 行政は、レジ袋削減を推進するために、何をすべきか。

議題2 レジ袋削減キャンペーンの内容について

使い捨てを前提とした資源利用のあり方を見直し、環境に配慮したライフスタイルへの転換を図る第一歩として、買い物の際にマイバッグを持参することを呼びかける必要がある。

＜東京都の取組＞

◇東京都資源循環・廃棄物処理計画（2016年3月策定）

都内の全区市町村、販売事業者団体等、NGO/NPOとのネットワーク（協議会等）を構築し、レジ袋の有料化など具体的な取組に関する協定の締結やモデル事業の実施などを通じて協働していく。

◇2020年に向けた実行プラン（2016年12月策定）

スーパー、コンビニ等の販売業者、消費者代表、区市町村などによる協議会を設置し、レジ袋の無償配布ゼロに向けて、協議を進める。

エコバッグ持参の呼びかけや3Rの徹底など、資源ロス削減に向けた効果的な広報・普及を行い、都民にライフスタイルの転換を促す。

⇒ 目標：2020年レジ袋無償配布ゼロ

建設リサイクル推進計画2014

平成26年9月

国土交通省

(3) 目標設定

「平成24年度建設副産物実態調査」結果によると、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は96.0%と高い水準にあることから、更なる建設リサイクルの推進にあたっては、費用を過大にかけるのではなく、今後は費用対効果にも配慮しながら取り組むべきである。

個別品目毎に見ていくと、アスファルト・コンクリート塊の再資源化率は99.5%、コンクリート塊の再資源化率は99.3%と、十分に高い水準にある。

一方で、建設混合廃棄物は、平成24年度排出量を平成17年度比30%削減する目標に対し、実績値は5%削減となっており、その推進が十分だったとは言い難い。

また、建設発生木材については、平成24年度実績値が再資源化率89.2%（目標値77%）、焼却等による縮減を含めた再資源化・縮減率は94.4%（目標値95%）まで向上したものの、わずかではあるが目標を達成できていなかった。

今後は、高い水準の再資源化率等を達成している品目が今後ともその維持が図られているかのチェックの強化が必要である。

さらに、建設混合廃棄物や建設発生木材といった目標未達成品目ならびに他よりも目標設定が低かった、建設汚泥や建設発生土について更なる向上を推進していくことが必要である。

また、「循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会を形成していくため、物質フロー（ものの流れ）の3つの断面である「入口」、「循環」、「出口」のそれぞれにおいて、「資源生産性」、「循環利用率」、「最終処分量」といった指標を定めて進捗管理を行っている。すなわち、「入口」においては「ものを有効に利用すること」、「循環」においては「循環利用量の占める割合を増加させる」こと、「出口」においては「最終処分量を減らす」こと、を目指すこととしている。

一方、「建設リサイクル推進計画2008」においては、建設発生土では「循環利用率」に相当する指標による進捗管理を行っているものの、建設廃棄物では再資源化率、再資源化・縮減率により進捗管理を行っており、循環利用までを含めた概念の目標設定とはなっていない。建設廃棄物由来の再生資材の利用動向としては近年、大都市圏では再生クラッシュランの需給ギャップによる滞留懸念も指摘されている。このため、建設工事における建設廃棄物由来の再生資材の利用状況に関する指標の導入を検討する。

また、従来指標のうち、建設混合廃棄物については、現場分別の徹底により、その発生抑制を図ることが効果的であるため、排出量という絶対値指標による進捗管理を行っている。しかしながら、排出量は、社会情勢の変化に伴う建設工事量そのものの増減に大きく影響を受けてしまう指標であるため、建設混合廃棄物の現場分別の徹底

が促進され、かつ工事量変動の影響を受けない指標へ切り換える。

あわせて、建設発生土については、これまでの土砂利用量に対する有効利用量の割合の指標から、建設発生土の発生抑制、現場外への搬出抑制、建設工事間での更なる有効利用の促進が図られる指標へ切り換える。

以上を踏まえ、リサイクル品目毎の目標は、後述する施策を着実に実行しつつ設定する。

○アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊とも平成24年度目標値98%以上に対して、両品目とも実績値99%以上と、相当レベルの目標達成状況であることから、現指標の再資源化率が低下しないように設定する。

【再資源化率 平成30年度目標値 99%以上】

○建設発生木材

再資源化・縮減率は平成24年度目標値95%以上に対して、実績値94.4%とわずかに目標達成できなかったことから、これまでの目標値を引き続き設定する。

なお、再資源化率については、建設発生木材の排出形態は様々であり、その形態によっては再資源化そのものが困難な場合があることから、今後の数値目標としては、最終処分量を抑制するための指標である再資源化・縮減率で一元的にみる。

【再資源化・縮減率 平成30年度目標値 95%以上】

○建設汚泥

再資源化・縮減率は平成24年度目標値82%に対して、実績値85.0%と目標達成しているものの、他の品目に比べて再資源化・縮減率が低いことから、もう一段高い数値目標を設定する。

【再資源化・縮減率 平成30年度目標値 90%以上】

○建設混合廃棄物

指標を排出量から建設混合廃棄物排出率（全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合）に改めるとともに、建設工事における現場分別の徹底により、建設混合廃棄物としての排出が抑制されるよう、その割合を低下させる方向で目標設定する。また、再資源化施設における建設混合廃棄物自体の再資源化・縮減の向上を図る観点から、再資源化・縮減率についても目標設定する。

【建設混合廃棄物排出率 平成30年度目標値 3.5%以下】

（参考）建設混合廃棄物排出率の実績値・・・平成17年度3.8%、平成20年度4.2%、平成24年度3.9%

【再資源化・縮減率 平成30年度目標値 60%以上】

（参考）再資源化・縮減率の実績値・・・平成17年度27.7%、平成20年度39.3%、平成24年度58.2%

○建設廃棄物全体

再資源化・縮減率は平成24年度目標値94%に対して、実績値96.0%と相当レベルの目標達成状況であることから、再資源化率・縮減率が低下しないよう設定する。

【再資源化・縮減率 平成30年度目標値 96%以上】

○建設発生土

建設発生土の発生抑制、現場外への搬出抑制、建設工事間での更なる有効利用を促進するため、これまでの「利用土砂の建設発生土利用率」（土砂利用量に対する現場内利用および工事間利用等による建設工事での有効利用量の割合）から「建設発生土有効利用率」（建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合）の指標に変更の上、目標設定する。

【建設発生土有効利用率 平成30年度目標値 80%以上】

（参考）建設発生土の建設工事における有効利用率の実績値・・・平成17年度57.5%、平成20年度53.6%、平成24年度68.5%
これに、内陸受入地分の約1/3は採石場跡地復旧や農地受入等が含まれているとみなして平成30年度目標値を設定した。

本計画の目標

対 象 品 目		平成24年度 (実績)	平成30年度 目 標
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99.5%	99%以上
コンクリート塊		99.3%	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	94.4%	95%以上
建設汚泥		85.0%	90%以上
建設混合廃棄物	排出率	3.9%	3.5%以下
	再資源化・縮減率	58.2%	60%以上
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96.0%	96%以上
建設発生土	建設発生土有効利用率	—	80%以上

※目標値の定義は次のとおり

<再資源化率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

<再資源化・縮減率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

<建設混合廃棄物排出率>

- ・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

<建設発生土有効利用率>

- ・建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

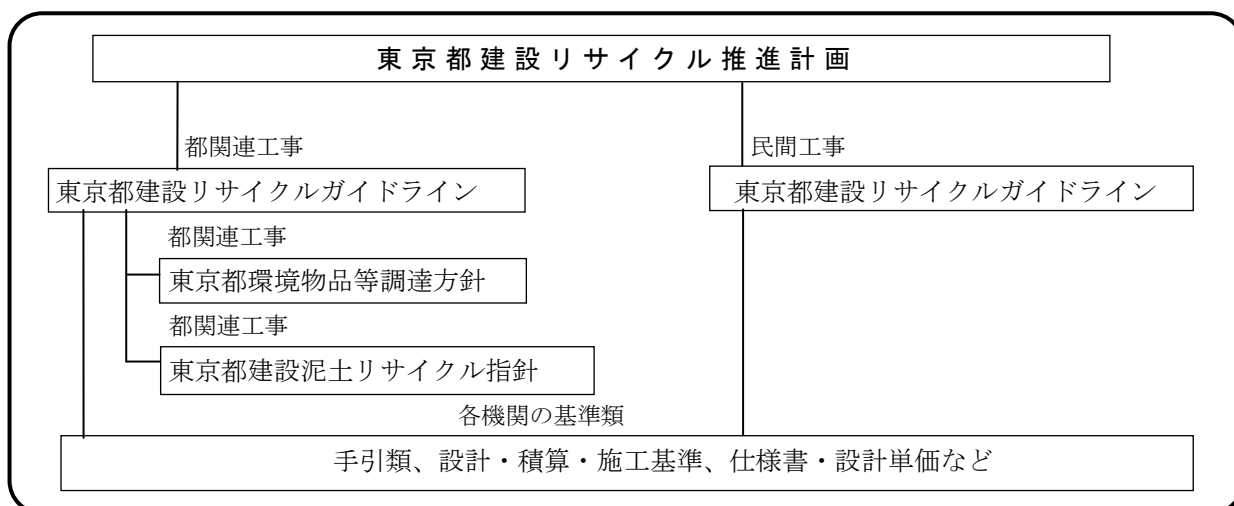
東京都建設リサイクル推進計画

平成28年4月

東京都

(図-4)

建設リサイクル計画の体系



(5) 建設資源循環とコストの考え方

社会資本等の整備、更新等に当たっては、建設資源循環の促進が重要であるとともに、その一方で、建設コストの縮減を図ることも、事業者や個人にとって大きな関心事となっている。

以前は、一定の品質を確保し、かつ、建設コストが安いことが第一であったが、近年においては、高品質、高耐久性及び安全性が求められ、それに加えて建設資源循環や環境に対する配慮が強く求められている。

建設資源循環の促進に当たっては、こうした社会的要請を満たすとともに、建設コスト縮減との両立を図ることが重要である。建設資源循環の施策には、発生抑制、現場内利用、再使用・再生利用の促進及び長期使用など、建設コスト縮減の施策と共通するものが多いため、これらの両立する施策を着実に実施していく。

また、都発注工事においては、再生建設資材など環境負荷の軽減に資する建設資材の活用、建設泥土の改良による都内処理率の向上等の取組においては、単一の工事における材料等の経済性比較では判断せず、可能な限り、解体から処分、再生建設資材の活用までに至る一連の過程で判断していく。

特に、グリーン購入法の規定に基づき環境物品等について、原則として遵守するとともに、別の品目を採用する場合においては、資材原料を最終処分等とした場合の処理費を含めたコスト比較や、運搬費の抑制・二酸化炭素（CO₂）の削減・最終処分場の延命化、自然破壊などの環境会計的観点と調達の困難さなどを含め、検討していくこととする。

なお、その詳細は、戦略その6（建設グリーン調達を推進する）において定める。

4 計画の目標等

(1) 目標設定の考え方

本計画に定める施策を着実に実施し、都内における建設資源循環を促進していくためには、関係者全員が目指すべき統一した目標が必要である。都は、これまでの建設副産物実態調査（以下「センサス」という。）（*11）における建設副産物の再資源化率などの実績、その他の調査による将来の建設副産物の発生量の予測の結果や再資源化施設などの立地状況等を勘案し、建設副産物の再資源化などの目標を設定

する。

関係者は、この目標の達成を目指して建設資源循環の各種の施策を着実に実施し、目標の達成に努めるとともに、目標を達成した場合は、その実績を維持していくことに努める。

(2) 目標指標及び目標年度

① 全体の目標指標

本計画においては、センサスの調査対象となる建設工事における再資源化などの数値をもって指標とする。

目標指標は、建設廃棄物(*12)の再資源化・縮減率(発生量に対する再資源化、縮減及び再使用された量の比率)、建設混合廃棄物の排出率(全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の比率)に加えて、建設発生土の有効利用率(建設発生土発生量に対する現場内利用、建設発生土再利用センターへの搬出およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地利用等を加えた有効利用量の合計の比率)を目標指標とする。

ここで、目標値を設定する建設廃棄物としては、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設泥土、建設混合廃棄物とする。

目標設定に当たっては、建設廃棄物については建設資材として循環利用することにより最終処分量をゼロとすること、建設発生土については工事間利用等の有効利用を進めることを基本的考え方とした。

なお、今回の計画において、建設混合廃棄物と建設発生土に関する目標指標については、「国の計画」及び「関東地域の計画」の変更に合わせ、本計画においても変更を行っている。

② 都関連工事の目標指標

都関連工事については、率先的な取組を行うことから独自の目標値を設定するが、指標は全体の指標と同じ考え方とする。

また、今後は高度経済成長期に建設された建築物等の更新工事増大に伴うコンクリート塊発生量の増加が見込まれ、再生砕石の滞留懸念がある。そこで、都発注工事においては、再生建設資材の利用を促進するため新たな指標及び目標値を設定する。

③ 目標年度等

本計画では、国の計画及び関東地域の計画における目標年度である平成30年度末及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催年までの平成32年度末までに達成すべき目標値を定める。

(3) 目標値の設定

① 建設廃棄物

都関連工事については、率先して再資源化・縮減を徹底する観点から、原則として、建設廃棄物の全量を現場内利用、工事間利用及び再資源化・縮減する施設へ搬入するものとして目標値を設定する。

民間工事については、平成24年度における再資源化・縮減率の状況を勘案して目標値を設定する。

なお、建設混合廃棄物(*13)については、建設工事における現場分別の徹底により、建設混合廃棄物としての排出が抑制されるよう、その割合を低下させる方向で、建設混合廃棄物排出率（全建設廃棄物搬出量に対する建設混合廃棄物搬出量の割合）と再資源化・縮減率の目標値を設定する。

② 建設発生土

建設発生土については、発生抑制、現場外への搬出抑制、建設工事間での更なる有効利用を促進するため、「建設発生土有効利用率」（建設発生土発生量に対する現場内利用、建設発生土再利用センターへの搬出およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地利用等を加えた有効利用量の割合）の目標値を設定する。

③ コンクリート塊に関する新たな指標

都発注工事においては、コンクリート塊の再生建設資材の利用を促進するため、センサスや建設副産物情報交換システム等のデータを基に、再生砕石利用率を新たな目標指標に追加し、目標値を設定する。

目標値の定義：再生砕石利用率＝再生砕石利用量／砕石類利用量

平成 30 年度の目標値： 95%、平成 32 年度の目標値： 96%

(参考値)平成 24 年時点(※)の再生砕石利用率(都発注工事)： 92%

(ただし、都発注工事のうち、割ぐり石等を含むものを除く。)

(※)平成 24 年度センサスより

(表-9)

目標値

(上段：全体の目標値、下段：都関連工事の目標値)

対 象 品 目	実績値	平成30年度	平成32年度
◎ 建設廃棄物	96%	97%	98%
	98%	99%	99%
○アスファルト・コンクリート塊	99%	99%以上	99%以上
	99%	99%以上	99%以上
○コンクリート塊	99%	99%以上	99%以上
	99%	99%以上	99%以上
○建設発生木材	95%	99%以上	99%以上
	95%	99%以上	99%以上
○建設泥土	91%	95%	96%
	87%	97%	98%
○建設混合廃棄物	排出率	—	4.4%以下
		—	1.0%未満
	再資源化・縮減率	—	82%
	—	82%	83%
◎ 建設発生土	—	86%	88%
	—	99%以上	99%以上
☆ 再生砕石 (都発注工事の目標値)	—	95%	96%

※実績値は平成24年度の実績値

(表-10)

目標値の定義

対 象 品 目	計 算 式
再 資 源 化 率	
a) アスファルト・コンクリート塊	(再使用量+再生利用量) / 発生量
b) コ ン ク リ ー ト 塊	
再 資 源 化 ・ 縮 減 率	
c) 建設発生木材	(再使用量+再生利用量+熱回収量+焼却による減量化量) / 発生量
d) 建設泥土	(再使用量+再生利用量+脱水等の減量化量) / 発生量
e) 建設混合廃棄物	(再使用量+再生利用量+熱回収量+焼却による減量化量) / 発生量
f) 建設廃棄物	(再使用量+再生利用量+熱回収量+焼却による減量化量+脱水等の減量化量) / 発生量
排 出 率	
g) 建設混合廃棄物	建設混合廃棄物排出量 / 全建設廃棄物排出量
建設発生土有効利用率	
h) 建設発生土	(現場内利用量+工事間利用量+適正に盛土された採石場跡地復旧等利用量) / 建設発生土発生量
再 生 砕 石 利 用 率	
i) 再 生 砕 石	再生砕石利用量 / 砕石類利用量

(4) 計画の進行管理等

本計画の進行管理等は協議会が行う。

都関連工事の各種施策の実施状況及び目標値の達成状況については、日常の進行管理に加え、必要に応じて調査を行うものとする。ただし、民間工事を含む全体の

状況把握については、国において民間を含む全面的なセンサスを実施した場合に行うものとする。

なお、平成 32 年度末の達成状況については、国におけるセンサス調査の時期を踏まえ、必要に応じて都で実施する。

本計画は、関係法令の公布や改正、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、適宜見直しを行う。